

訪問看護利用料（介護保険利用）

1. 介護保険（区分支給限度額内でのご利用で負担割合が1割の場合）

①訪問毎に算定（訪問1回の自己負担金）

訪問看護	20分未満		313単位	¥346-
訪問看護	30分未満		470単位	¥520-
訪問看護	30分以上60分未満		821単位	¥908-
訪問看護	60分以上90分未満		1125単位	¥1,244-
訪問看護	リハビリスタッフによる訪問	1日20分	293単位	¥324-
		40分	586単位	¥648-
		60分	791単位	¥874-
訪問看護	複数名訪問加算（I）	30分未満	254単位	¥281-
		30分以上	402単位	¥445-

②月1回算定

看護体制強化加算（II）		300単位	¥332-
緊急時訪問看護加算（ご本人ご家族のご希望により）		574単位	¥635-
特別管理加算（状態により）	I	500単位	¥553-
	II	250単位	¥277-
看護・介護職員連携強化加算（状態により）		250単位	¥277-

③その他（諸条件があります。詳しくは看護師にお尋ね下さい）

退院時共同指導加算	1回	600単位	¥663-
初回加算		300単位	¥332-
ターミナルケア加算		2000単位	¥2,210-
長時間訪問看護加算	1回につき	300単位	¥332-
時間外訪問看護加算	上記①の単位数に		
	早朝（6:00～8:00）	夜間（18:00～22:00）	25%増し
	深夜（22:00～6:00）		50%増し

④定期巡回随時対応型訪問介護看護（月ぎめ）	2954 単位	¥ 3, 2 6 5 -
（介護度 5 の場合）	（月ぎめ）	3744 単位 ¥ 4, 1 3 8 -

2. 区分支給限度額超過での自己負担

区分支給限度額超過単位数 × 11.05 円（1 円未満切り捨て）

3. 交通費（東村山市・東大和市以外でご利用の方）

訪問毎にステーションよりの直線距離 1km につき 50 円 [別途消費税]

4. 死後の処置料（死亡確認後のエンゼルケア）

10,000 円 [別途消費税]

5. 吸引器貸出し

5,000 円 [別途消費税]

令和 3 年 4 月 1 日改定

説明を受け同意します。

年 月 日

印
